

第11回宇都宮市自治基本条例を考える会議（概要）

■ 日時

平成19年9月28日（金）

■ 会場

宇都宮市役所 14大会議室, 14A会議室, 14C会議室

■ 出席者

- ・ 委員 井上委員, 藤本委員, 伊藤委員, 大竹委員, 佐々木委員, 添田委員, 須藤委員, 西岡委員, 古橋委員, 浅野委員, 梅林委員, 片岡委員, 片桐委員, 川嶋委員, 郡司委員, 小針委員, 高山委員, 田中委員, 船津委員, 本田委員, 大矢委員, 川又委員, 佐藤六夫委員, 陣内委員, 砂長委員, 中島委員, 郷間委員, 櫻井委員, 小林委員, 渡辺委員, 塚原委員, 山本委員, 福田委員, 馬嶋委員, 横松委員, 柴田委員, 砂川委員（委員名簿順）
- ・ 事務局 行政経営部次長, 行政経営課行政改革担当主幹, 行政経営課長補佐, 行政経営課行政改革グループ係長, 文書法制グループ係長, 事務局職員

■ 会議経過

1 開会

(1) 広報班からの報告

- ・ 広報班から, 10月下旬に自治会回覧する予定のニュースレター原稿について報告
- ・ 原稿のとおりの内容で, 10月下旬に自治会回覧できるよう, 作業を進めていくこととした。

委員からの主な意見・質問等（要旨）

○ 委員

- ・ 自治会に入っていない人々にはどのように周知するのか。

● 事務局

- ・ 市の広報紙の特集記事の作成作業を並行して進めているが, 自治会に入っていない人々には広報紙により周知を図る。周知の効果は広報紙が一番高く, これを補完する趣旨で自治会回覧によるニュースレターを発行していく。この他, 市役所1階行政情報センターにおける資料・議事録の公開, 市ホームページにおける資料・議事録の公開等で対応していく。

○ 委員

- ・ 自治会回覧では, 一家の長といわれる人がさっと見て次の家庭へと回してし

まう。広報班が、「台所に立つ人々にまで読んで頂きたい。」という趣旨で読みやすい内容の文書を作成しているのであれば、回覧ではもったいないのではないか。紙代はかかるかもしれないが。

- この広報活動の目的は、関心を持った人々が、事務局に意見・要望を寄せてきてくれるようにすることだと考える。他の回覧物と一緒にだと、なかなかそこまではいかないのではないか。各家庭に配布されていれば、時間のあるときに読んで、意見を出してみようという気にもなる。予算や作業上の問題がクリアできるのであれば、全世帯配布を検討してみてはどうか。

- 事務局

- 印刷枚数は、回覧だと約15,000枚、世帯への配布だと約133,000枚である。
- 事務局としては、新聞をとっている世帯全てに配布される市の広報紙が、周知の効果が一番高いと考えている。自治基本条例の特集記事はカラー2頁で、11月1日に配布される予定である。この特集記事とニュースレターは、配布のタイミングも、内容も重複する。様々な広報周知手段がある中、ニュースレターは、広報紙を補完するものとして回覧していくこととしたい。

- 委員

- 広報紙の中に、近いうちにニュースレターが自治会回覧されることを記載したらどうか。

- 事務局

- そのようにしていく。

- 委員

- 私も、自治基本条例に関するペーパーを個人的に作成し、自分で印刷・配布して、自治基本条例に関する周囲の理解を深めようと努力している。私達委員は、この会議の中で条例を検討するだけでなく、条例の趣旨を市民の間に広めていくという使命も負っていると認識している。余裕をもってニュースレターを印刷してもらえるのであれば、ぜひ利用させてもらいたい。

- 事務局

- 事務局にご連絡頂ければ、適宜刷り増しさせて頂く。

2 議事

(1) 分科会における検討（資料1，2-1，2-2，2-3）

ア 資料の説明

事務局より説明

委員からの主な意見・質問等（要旨）

- 委員

- ・ 分科会で検討を進め、最後に条文として成文化するのはいつごろを考えているのか。骨子をつくるのがこの考える会議の役割だと考えているが。

● 事務局

- ・ この分科会が終了した後、世話人等で提言書検討委員会を組織し、そこで提言書の骨格、素案を作っていく。その後、この会議の全体会で調整して頂き、提言として頂くこととなるが、条文として成文化するのは、その後の市の仕事だと考えている。年度内で提言書の素案がまとまればよいと考えている。その後3か月程度で全体会でまとめて頂くと、ちょうど委員の皆さんの任期内に終了できる。ただし、そこまでにまとまらず、その後も検討が必要となることも考えられる。

○ 会長

- ・ 会議の目的は、条例そのものをつくることではなく、条例の骨子についての提言を行うことである。

○ 委員

- ・ 第三分科会の検討用資料の後半には、これまで会議ではあまり意見として触れられてこなかった項目が挙げられている。ただし、広い目で見れば、自治基本条例としては必要な項目であろうと思われる。事務局としてはどう考えているのか。

● 事務局

- ・ 参考資料につけておけるとおり、昨年度、委員から出された220の意見を、事務局として便宜上、項目別に分類させて頂いた。ただし、自治基本条例としては、これで十分ではなくて、まだ入っていない項目もあるかもしれないし、もっと発展させるべき、または掘り下げるべき項目もあるかもしれないと認識している。事務局としては、既に制定されている他の自治体の自治基本条例の状況等を参考にして、委員からの意見にはなかった項目も、あえて追加させて頂いた。これらの項目を条例に入れるべきかどうか、また入れるとしたらどのような内容で入れるべきか、このあたりを議論して頂くのが今後の分科会の役割であると考えている。

○ 委員

- ・ 先程、会議録を効率良く作成するために、自分の名前を言ってから発言して欲しいとの事務局の説明があったが、その名前は会議録等で公表されるのか。

● 事務局

- ・ 議事録を作成する際には、委員名とその発言の要旨という形でまとめるが、公表する際には委員名は削除している。

ウ 各分科会における議論

- ・ 第1分科会は14大会議室、第2分科会は14A会議室、第3分科会は14C

会議室に分かれ、各分科会で議論

(7) 第1分科会

- ・ 前文の策定に資するため、文化課職員から宇都宮の歴史に関して講義
- ・ 第4回の発表者を本田委員に決定
- ・ あらかじめ委員が考えてきた「前文に盛り込むべき事項」をKJ法により分類し、キーワードを抽出
- ・ 次回までに、事務局はキーワードと、そのキーワードが含まれていた元の意見を一覧表に整理して委員に配布。各委員は、その一覧表を見ながら「キーワードをまとめる考え方」を各自考えておくこととした。

委員からの主な意見・質問等（要旨）

○ 委員

- ・ 今回の合併で一つの市になったわけだが、そもそも上河内・河内地域が歴史的に別の町であった理由は何なのか。

● 文化課職員

- ・ 宇都宮の発展において、これらの地域の果たした役割は大きい。江戸時代、白沢地域から水を引いて九郷半川が作られ、田園地帯が開墾された。当時の物流は鬼怒川を中心としており、川岸の宿場であった道場宿からさくら市阿久津までの地域で盛んに物流がなされていた。県指定文化財になっている上河内地域の関白獅子舞は、県内獅子舞の原型である。明治時代には、旧宇都宮地域、上河内地域、河内地域は「河内郡」として郡役職が置かれていた。昭和の大合併の際、何らかの理由で合併は見送られた模様であるが、もともと農耕を中心に結びつきは非常に強かったと言える。

○ 委員

- ・ 歴史を振り返り、宇都宮市は焼失と復興を繰り返してきたまちであることがわかった。上河内・河内地域は豊かな農村地域であり、この復興を支えてきたと言えるのかもしれない。

(4) 第2分科会

- ・ 第4回の発表者を渡辺委員に決定
- ・ 広く深く議論するため、「市民」関係を検討するグループと、「議会・執行機関」関係を検討するグループに分かれることとした。

「市民」関係検討グループ：

伊藤委員，古橋委員，梅林委員，船津委員，阿久津委員，中島委員，渡辺委員，森山委員

「議会・執行機関」関係検討グループ：

増井委員，添田委員，片岡委員，高山委員，砂長委員，山野井委員，櫻井委員，横松委員

(以下「市民」関係検討グループ)

- ・ 宇都宮らしさとして「国際共生」の概念を取り入れることを検討していく。
- ・ 事業者の役割の中で、企業の社会的責任として「宇都宮市の地域活動に貢献すること」を検討していく。
- ・ コミュニティについては、「地域コミュニティ」として検討していく。

(以下「議会・執行機関」関係検討グループ)

- ・ 議会・執行機関については、既に地方自治法等の法令で多くの事項が定められているが、今回はあえて用語説明等の資料がない状態で、自由に意見交換を行った。

委員からの主な意見・質問等（要旨）

(以下「市民」関係検討グループ)

- 委員
 - ・ 自治基本条例上の「市民」には、当然、未成年者を含むのであるから、条例上「未成年者含む。」と規定する必要はないのではないか。
- 委員
 - ・ 在住外国人の中には、自治会活動に参加したくても、情報が自宅に届かない、読めない、という人がいる。何らかの団体等に入れるようにならないか。
- 委員
 - ・ 市内在住の外国人は今後増加していくという話もある。その流れを汲んで、「国際共生」の概念を検討していきたい。
- 委員
 - ・ やむを得ず不法滞在者となっている者を、自治基本条例上、「市民」に含めることはできるか。
- 委員
 - ・ 自治基本条例では明確化せず、個別の条例の中で対応していくという考え方があっていいのではないか。
- 委員
 - ・ 自治会等は、「地域まちづくり組織」の下に位置付けられる団体なのか。
- 委員
 - ・ 「地域まちづくり組織」は一種の枠組。自治会の上に、別の組織があるわけではない。
- 委員
 - ・ 「地域活動団体」という文言があれば、「地域まちづくり組織」という文言を条例に規定する必要はないのではないか。
 - ・ 事業者の役割として、「宇都宮市のために活動すること」を強調したい。
- 委員

- ・ 宇都宮らしさとして、企業の社会的責任としての地域貢献を強調したい。
- 委員
 - ・ 「宇都宮市の事業者は、～しなければならない。」という表現でなければ、効果がない。
- 事務局
 - ・ 事業者に実施してほしいこと等、具体的な事項をいろいろ出してほしい。宇都宮市らしさを出すのに、良い議論であると思う。その上で、表現を検討していったらどうか。
- 委員
 - ・ 「ひとづくり」、環境問題や、「官から民へ」という流れ等が挙げられる。
- 委員
 - ・ 「家庭の日を大切にしなければならない。」ということも挙げられる。
- 委員
 - ・ 「子育てを地域で」という感覚も取り入れたい。
- 委員
 - ・ 私たちの解釈では、コミュニティは「地域の中の団体ではないもの」。文言としては、「地域コミュニティ」が良い。
- (以下「議会・執行機関」関係検討グループ)
- 委員
 - ・ 住民自治の究極的な姿は、市民が予算を策定する過程に参加し、市民の声を聞きながら執行機関が案を作り、議会に諮って決定していくことだと思う。市民は市長を決められるが、予算を直接決めることはできない。市民の意向は予算にどのように反映されているのか。
- 委員
 - ・ 市民のニーズを把握するため、市民意識調査や世論調査を行っている。また、市民が直接市長を選出することから、市長の公約が、市民ニーズであるという一面を持っている。市長は予算案を最終的に決定する。
- 委員
 - ・ 議会が決めたことを行政がどのように市民に知らせていくか、市民がどのように知ろうとしていくかを考えることで、双方の関係性を条例に明確化できるのではないか。
- 委員
 - ・ そもそも議員には、議員提案という手法があるのだから、全市的な立場で市民の意向を反映させていく努力が必要ではないか。
 - ・ 予算のチェック機能は、議員だけでなく、市民も担う必要がある。執行機関は予算に関係する情報をさらに市民に公開していくべきではないか。

- 委員
 - ・ 予算については、5年位の計画期間のものを作って、優先順位を考えて実行すべき。
 - ・ 市民としては、予算の執行とその効果をどのように見せていくのかに関して、さらに執行機関に努力してもらいたい。
- 委員
 - ・ 予算の計画は、総合計画基本構想・基本計画という大枠を定めている計画から、実施計画という3年間の事業レベルの計画を策定する際に、例えば1年目はこう、2年目はこう、3年目はこういうことをするためにいくら必要だ、というように策定している。
- 委員
 - ・ 執行機関も予算の執行とその効果を検証しているのだろうが、その結果が広く市民に分かりやすく周知されていないのではないか。
 - ・ 行政の基本計画は分量があり全て把握することは難しいが、その内容に意見を言うのが市民の権利であり、義務ではないか。
- 委員
 - ・ 数年前から、行政計画に数値目標を設定して公表しているのは良いことだと思う。
- 委員
 - ・ これまでは「道路を何メートル作った。」ということが評価の対象だったが、これからは「道路を作ったことで、到達時間が何分短くなった。」というような、「成果指標」による評価となる。
 - ・ また、宇都宮市では、執行機関を監視する方法として、外部の監査人に評価してもらい、外部監査制度を導入している。
- 委員
 - ・ 例えば政務調査費等について、議会が自ら決定したきまりで自らをチェックしていくことには限界があるのではないか。利害関係を持たない第三者がチェックしていくべきではないか。
- 委員
 - ・ 市民に対する行政の情報開示にも課題があり、市民が意見を言える場も限られている中で、市民がどのように行政に関わっていくのが課題である。
- 委員
 - ・ 市長のマニフェストに対し、市民がどう考えているかを、市長は汲み取っていくべきではないか。
- 委員
 - ・ 市民が意見を出していく場として審議会があるが、審議会で決まったこと

は、どのように行政に反映されているのか。

○ 委員

- ・ 提言としてまとめてもらい、行政がその内容をふまえて案をまとめ、最終的に議会が決定するという流れが一般的

○ 委員

- ・ そのような流れであれば、議員を選出する市民の役割は重要。市民は、議員の公約をよく確認しなければならない。
- ・ 議員に意見を言う機会にはどのようなものがあるか。

○ 委員

- ・ ミニ集会等で意見を言ったり、情報を得たりすることができる。
- ・ 理想としては、市民が議員を支え、市民の意見を元に議員提案ができるようになると素晴らしい。
- ・ その他に、市民団体に要望をまとめ、執行機関や議会に意見を提出するという方法がある。

○ 委員

- ・ そのような中でも、議員は市民の代表として、全市的な大きな視点から意見を出してもらいたいと考える。

(ウ) 第3分科会

- ・ プロジェクターを使用し、議論した結果をその場で確認しながら検討を進めた。
- ・ 協働の位置付けを検討する上で重要なキーワードは、①情報の共有化、②相互の信頼、③対等な立場、④市民・行政の双方の変革、⑤連携と協力、⑥地域自治、⑦地域のことは地域で（行政任せにしない）、⑧市民と行政の「適正な役割分担」にまとめられた。
- ・ 協働を推進していくために重要なものとしては、①市民が参加できる場、情報を得る場をもう少し増やすべき、②地域の意見を集めるリーダーが必要だ、③市民会議のやり方とか従来あるやり方を少し工夫する、④情報をいかにして共有していくか、といった意見が出された。

委員からの主な意見・質問等（要旨）

（「協働」の概念、位置付けについて）

○ 委員

- ・ 「協働」とは、テレビの画像調整のようなものではないか。市民と行政とがその関わり方を調整することで、より鮮明な画像が見られるようになる。
1（市民）+1（行政）が3にも4にもなるということが「協働」ということではないか。

○ 委員

- ・ 「協働」を論じる前に、「市民」の定義を明確にする必要がある。
- 委員
 - ・ 市民協働における「市民」と狭義の「市民」は、分けて定義しないと混乱する。
- 委員
 - ・ 「参画」の考え方を明確にする必要がある。どの程度の市民参画を目指すかによっても内容が違ってくると思うが、そのあたりも検討すべき。
- 委員
 - ・ 「参画」の考え方については、市民協働推進指針を参考にしながら明確にするのがよいのではないか。
- 委員
 - ・ 市民、議会、行政の誰もが正確に理解できるよう、条例の中で協働について丁寧に定義する必要がある。丁寧な定義が市民理解につながると考える。
- 委員
 - ・ 「協働」とは、市民と行政とが対等な立場で協力をしながら、それぞれの持ち場で役割を果たすことではないか。
- 委員
 - ・ 「協働」とは、市民と市が力を合わせる事。そのためにはお互いの信頼、理解、尊重が不可欠となる。市民と行政がお互いに不信感をもっては、協働は成し遂げられない。
- 委員
 - ・ 市民であれば誰でも意見が言えて、みんなで対等に議論することができるというのが、「協働」という意味なのではないかと思う。
- 委員
 - ・ 「協働」については、市民協働推進指針の中である程度整理されている。これとの関り方をどうするのかということはある。
- 委員
 - ・ 「市民の成長」だけではなく、「行政の成長」も意識してやって欲しい。条例に盛り込むときには、字面だけではなく、対等な立場とか相互の信頼に重みをつけるような仕掛けが必要なのではないか。
- 委員
 - ・ 築瀬の平成通りのグリーンベルトでの取組がいい例。花壇整備を市民協働で進めた結果、「花壇整備費の削減」、「地域交流」、「地域美化」が達成できた。こうした具体的な例を挙げて、こういったことが「協働」なんだよといったものを示していけたらよいと思う。
- 委員

- ・ 市民協働の前提として市民と行政が対等な立場になければならないが、それは行政側が情報を開示することから始まる。

○ 委員

- ・ 情報開示については、市民の側からもしていかなければならない。そうしなければ、行政とか企業とかから信頼されなくなる。双方の情報開示が必要だ。

○ 委員

- ・ 行政任せではなく、市民には主体的に関わろうという意欲が必要。今以上に豊かな地域社会にするため、自分たちのまちは自分たちで作り、守るという気概が必要だ。

○ 委員

- ・ これまでの議論を総括すると、協働の位置付けを検討する上で重要なキーワードは、①情報の共有化、②相互の信頼、③対等な立場、④市民・行政の双方の変革、⑤連携と協力、⑥地域自治、⑦地域のことは地域で（行政任せにしない）、⑧市民と行政の「適正な役割分担」にまとめられる。

（協働を進めるための条件について）

○ 委員

- ・ 市民が意見を出す機会、場を増やすことが必要となろう。例えば、公開説明会や市民参加型の検討会を開催したり、意見聴取制度を創設し、確立したりする等。誰もが重要な施策について意見が出せる、そういう情報が得られる機会をいかにたくさん作れるかが重要だ。

○ 委員

- ・ このような意見を出すために、地域をまとめて牽引する「市民のリーダー」が不可欠だ。

○ 委員

- ・ 市民の意見をまとめる市民会議の設置が必要だ。また、市に対してのほか、議会に対しても市民が意見することが可能となるルール、制度も必要ではないか。

○ 委員

- ・ 特定の年代だけでなく、広い年齢層（特に若者）が市政に参加することも重要だ。

○ 委員

- ・ パブリックコメントの出し方に工夫が必要だ。分かりやすく絵等も入れて、一般市民の人がアクセスしやすいようにしてはどうか。

○ 委員

- ・ パブリックコメントでは一方向。例えば電子会議室のように、双方向の意

見交換の場があってもいい。

○ 委員

- ・ まとめると、①市民が参加できる場、情報を得る場をもう少し増やすべき、②地域の意見を集めるリーダーが必要だ、③市民会議のやり方とか従来あるやり方を少し工夫する、④情報をいかにして共有していくか、といった意見が出された。

○ 委員

- ・ 日常的に行政が地域に出て、市民と対等の立場で対話をする努力を忘れてはいけないと認識している。

3 閉会

各分科会の会場において解散